

## 別紙第2

# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与等について次のとおり勧告します。

### 給与制度の改正

#### 扶養手当について

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)とし、子に係る手当の月額(扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第8条第4項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例第9条第4項の規定により加算される前の額)を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。
- (3) 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととすること。

### 休暇及び勤務時間制度の改正

#### 1 介護休暇等について

介護休暇を請求できる期間の分割及び介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないこ

と(介護時間)の承認について、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正についての勧告内容(経過措置に関する内容を含む。)を踏まえ、所要の措置を講ずること。

## **2 勤務時間について**

介護を行う職員の時間外勤務の制限について、国に準じ、所要の措置を講ずること。

### **改定の実施時期等**

#### **1 改定の実施時期**

この改定は、平成 29 年4月1日から実施すること。ただし、 についてはできるだけ速やかに実施すること。

#### **2 扶養手当の月額等の特例措置**

の改定に伴う扶養手当の月額等については、国家公務員の例及び本県の扶養手当受給者の状況等を考慮し、所要の経過措置を講ずること。

